

21 監査公表第 14 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により,平成 21 年 7 月 22 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので,同項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 10 月 19 日

福岡市監査委員	石 川 浩二朗
同	中 山 郁 美
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

1 監査報告と措置の件数

20監査公表第 1 号 (平成20年 1 月31日付 福岡市公報第5516号 公表) 分

・・・ 1 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第1号（平成20年1月31日付 福岡市公報第5516号 公表）分

（事務監査）

教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(カ) 財団法人福岡市学校給食公社への給食物資代金未払金の取扱いについて検討を求めもの</p> <p>学校給食の運営については、「福岡市立学校学校給食管理規程」において、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指導監督して行うこととし、福岡市は財団法人福岡市学校給食公社と「福岡市立学校の学校給食運營業務の一部委託契約」を締結して、給食物資については同公社が購入し、学校長が生徒の保護者から徴収する給食費をもとに、給食物資代金を同公社に支払うこととしている。しかしながら、中学校における校長から同公社への給食物資代金未払金は多額となっており、中には、生徒の保護者から未納となっている給食費が全額納付されても、同公社へ給食物資代金が完済できない中学校もある。これは、一つには同教育委員会の指導もあり、生徒の保護者から学校長への給食費未納金について、平成18年度から不納欠損の運用を改め、卒業後5年を経過したものについては、原則として全てを不納欠損の対象とすることとしながら、一方で中学校長から同公社への給食物資代金未払金については、何ら措置が講じられていないためである。</p> <p>今後、引き続き、給食費未納金の回収に鋭意努力するとともに、給食物資代金未払金の取扱いについて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康教育課)</p>	<p>給食費未納金については、平成19年度に未納者に対する法的措置の実施を決定し、平成20年6月から順次、支払督促申立を開始しており、今後さらに滞納対策を進めていく。</p> <p>また、学校給食は学校給食法等関係法令に基づき福岡市が実施しているものであるため、平成21年9月にこれまでの学校長単位の私会計から公会計へ移行することとしており、教育委員会事務局で学校給食費を一括して管理し、給食物資代金の支払を適切に行っていくこととした。</p> <p>なお、学校長会計における給食物資未払金の取扱いについては、公会計化に伴い一旦市費で負担し、滞納対策を推進してこれを回収することとした。</p>